



## 出席停止の連絡

蛭池文化幼稚園園長

下記の疾病は、学校保健安全法第19条の規定により、他の園児に感染するおそれのある期間は、登園できないことになっています。医師が感染のおそれがないと認めるまで、登園を見合わせていただきますので、ご了承ください。出席停止期間は欠席になりませんので、十分に休養して下さい。下記の出席停止期間は目安ですので、参考にしうえて担当医師の指示をあおいでください。

医師から登園の許可を得ましたら「登園許可届」に記入の上、医師のサインとともに登園再開日に担任にご提出ください。

〈感染症の種類と出席停止〉

	疾 病 名	出席停止期間のめやす
第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、中東呼吸器症候群（MERS）	治癒するまで
第 二 種	インフルエンザ	発症した後、5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症 (covid-19)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎（A型）、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、その他医師が感染すると認めたもの	医師が感染の恐れがないと認めるまで

※出席停止についてご不明な点がございましたら、幼稚園（06-6843-1234）まで、お問い合わせください。

## 登園許可届

蛭池文化幼稚園園長 様

令和 年 月 日

組 名前

病 名	
診断された病院	
出席停止期間（休んだ日）	令和 年 月 日 ～ 月 日

診察の結果、感染の恐れがないと認めます。

担当医師

印

上記のとおり、医師の許可ができましたので登園いたします。

保護者氏名

印